

政府調達に関する研究会

中間報告および今後の課題

今年度の活動

1. 日米衛星調達合意の論点(再)確認
2. 日米衛星調達合意を取り巻く環境変化と新たな解釈実践の可能性(継続)
3. WTO政府調達協定(GPA)と日米衛星調達合意の関係整理
4. TPP等のFTA/RTA交渉に向けた宇宙分野の法政策(継続)

考察の視点

1. 法解釈のレベルで論じるべきこと(①)
2. 立法政策のレベルで論じるべきこと(②)
3. ①と②の連関ないし連続性

日米衛星調達合意の論点①

1. 「研究開発衛星」の定義

- ① 3条(1)「専らまたは概ね・・・新たな技術を・・・開発もしくは実証」(＝新規技術性要件)または「非商業的な科学研究を行うこと」を目的として設計・使用される人工衛星(積極的定義)
- ② 3条(3)「商業目的」または「恒常的サービスを継続して提供」するために設計・使用される人工衛星は除外(消極的定義)
(＝非恒常的サービス提供要件)
- ③ 3条(4)「研究開発衛星」の例示(附属書IIIおよびIV)

日米衛星調達合意の論点②

2. 「微少能力」例外： 衛星能力の15%以上（附属書IIのII-3）

3. 「安全保障」例外等： 調達合意それ自体には適用除外規定はないが、調達手続にかかる附属書IIの第1条において「…ガット政府調達協定の要件との整合性を確保しつつ実施される」と規定され、GPA第23条の一般的例外の要件に合致する場合には、正当化が許されると理解される。

（※「WTO政府調達協定」ではなく「ガット政府調達協定」のみであることに注意）

衛星開発・利用における環境変化①

1. 衛星開発・利用における商業化・多様化の進展
 - ・ハイブリッド型開発・利用（PPP等の産官共同R&D＋参加企業による継続的運用等）のバリエーション進展
 - ・バス部分／ミッション部分毎の「市場」の形成
→関連プレーヤー（ステークホルダー）の多様化

衛星開発利用における環境変化②

2. 宇宙基本法制定(2008年)

- ・宇宙開発利用における「安全保障」目的の明記(3条)。ただし、「産業振興」目的も明記(4条)。
- 国内において忌避されてきた「安全保障」概念の再定位および東アジア地域の地政学的な情勢変化等による現実的要請

新たな解釈実践の模索～「研究開発」概念の範囲～①【継続】

1. ハイブリッド型R&Dの成果物は、「研究開発衛星」か、「非研究開発衛星」か？

・R&D実証フェーズ終了後の民間運用が当初から予定される場合（衛星寿命全期間をフェーズ毎に切り分け？）

新たな解釈実践の模索～「研究開発」概念の範囲～②【継続】

2. 衛星の「切り分け」と調達範囲：一個の衛星を機能毎に切り分け、各機能ごとに上記性質決定することはどこまで許されるか？

- ・バス／ミッションの切り分け
- ・衛星能力の切り分け（「微小能力」以上の場合）
- ・相乗り搭載の民間フライト品の扱い

新たな解釈実践の模索～「安全保障」概念の範囲～③

3. 「安全保障」目的による適用除外の主張はどこまで認められるか？

Case Study: 準天頂(測位)衛星システム

◎2010年代中に4機体制を実現、将来は7機体制を目指す予定：初号機「みちびき」は運用中(内閣府調達)。2～4号機は既に国内事業者に発注済み。その正当化根拠は――、

- ・「安全保障」例外で整理できるか？←「広義の安全保障に資するもの」(宇宙基本計画(2013))

- ・「研究開発衛星」と性格づけられるか？

Cf. 米国：「安全保障」例外の拡大解釈を許さぬよう継続的に監視し、必要に応じて協議(←NTE Report 2013)

日米衛星調達合意とWTO/GPA

1. 両者は、ともに日本国を拘束する国際約束
 - ・法律論としては、両者の義務が相互に抵触する場合をのぞき、重畳的に適用される権利義務関係。
 - ・政策論としては、同一領域にかかる権利義務関係を可能な限り統一的に整理すべき。

日米衛星調達合意とWTO/GPA

1. GPA適用対象調達に関し、技術仕様等の記載において、特定国保有の技術を事実上優遇する場合は、GPA違反となる疑いがある。
2. GPA 23条に関するパネル・上級委の解釈先例はないが、GATT20条／GATS14条の一般的例外規定の解釈が参照される。→「安全保障」以外の正当化事由については、要件充足のハードルはかなり高く、国内の宇宙産業振興という目的では正当化困難。

TPP等のFTA/RTA交渉へ向けた政策的 視点【継続】

1. 政府調達分野におけるWTOプラスあるいは新規の市場アクセス合意（GPA締約国数は42、開発途上国はほとんど未加盟）
2. 日本にとっての政策的視点
 - (1) 外国市場アクセスの拡大（相手国政府調達手続における問題点洗い出し）
 - (2) 日本市場アクセスはどのように考えるか？